

芽室町議会モニター設置規程（制定）

令和4年11月22日議会告示第1号

（目的）

第1条 この規程は、芽室町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）町民等 めむろまちづくり参加条例（平成16年条例第2号）第2条第2号に規定する町民等をいう。
- （2）会議 議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

（定員）

第3条 議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員することができる。

（資格）

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- （1）町民等であること。ただし、芽室町職員、議員及び各種行政委員は除く。
- （2）議会のしくみ及び運営に関心があること。
- （3）町政及び地域社会の発展に関心があること。

（募集方法等）

第5条 議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

（委嘱）

第6条 議会モニターは、前条の公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

（解任）

第7条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第9条 議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬及び費用弁償を支給する。

(職務)

第10条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議会の政策提案に関すること。
- (4) 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (5) 議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。

芽室町議会モニター設置要綱（廃止）

（目的）

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 町民等 めむろまちづくり参加条例（平成16年3月3日条例第2号）第2条第2号に規定する町民等とし、町民及び町内で働いている人、学んでいる人、町内で事業を営む法人及び活動する団体に属している人とする。
- （2） 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

（定員）

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員することができる。

（資格）

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- （1） 第2条第1号に規定する町民等であること。ただし、芽室町職員、議員及び各種行政委員は除く。
- （2） 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- （3） 町政及び地域社会の発展に関心があること。

（募集方法）

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

（委嘱）

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

- 2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当っては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

（解任）

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会

モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 町議会モニターから辞任の申出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬)

第9条 町議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬等を支給する。

(職務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議会の政策提案に関すること。
- (4) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (5) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

- 2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年23月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。